

豊山町広告入り封筒募集要項

1 封筒の規格等

(1) 用途

町が交付した住民票の写しや各種証明書などを持ち帰るために使用する。

また、町がイベント等で来場者に資料を配布するために使用する。

(2) 規格

封筒のサイズは、以下のとおりとする。色等は協議のうえ決定する。

ア 角形2号（縦332mm×横240mm）

イ 角形6号（縦229mm×横162mm）

(3) 材質

ア 角形2号 再生紙 紙厚80 μ m

イ 角形6号 再生紙 紙厚80 μ m

(4) 使用期間

1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

(5) 納入枚数

ア 角形2号 6,000枚

イ 角形6号 3,000枚

期間内で封筒が不足した場合及び使用期間を経過した時点で封筒が余剰となった場合は、別途協議するものとする。

(6) 納入時期

年2回に分けて、町が指定する日に納入すること。

納入枚数の目安は、下記のとおりとする。

	1回目(令和8年3月20日)	2回目(別途指示)
角形2号	3,000枚	3,000枚
角形6号	2,000枚	1,000枚

2 広告掲載範囲

表面・裏面とも掲載位置については、封筒下部、面積3分の1以下、枠数は任意とし、残りの部分は、町が指定する町政情報等を掲載すること。

なお、具体的な掲載位置、サイズ等は、別途協議するものとする。

3 広告内容

- (1) 豊山町広告掲載要綱及び本要項を遵守したものとすること。
- (2) 広告主については、原則、町内に事業所等を有する事業所を優先的に掲載すること。
- (3) 提供いただく封筒の両面には、広告掲載以外の範囲に町が指定する文字等を印刷するものとする。

【町が指定する封筒に印刷する文字等】

町 名 称： 豊山町

役場住所： 〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

T E L： (0568) 28-0001 (代)

F A X： (0568) 29-1177

U R L： <https://www.town.toyoyama.lg.jp/>

まちの将来像：

一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ

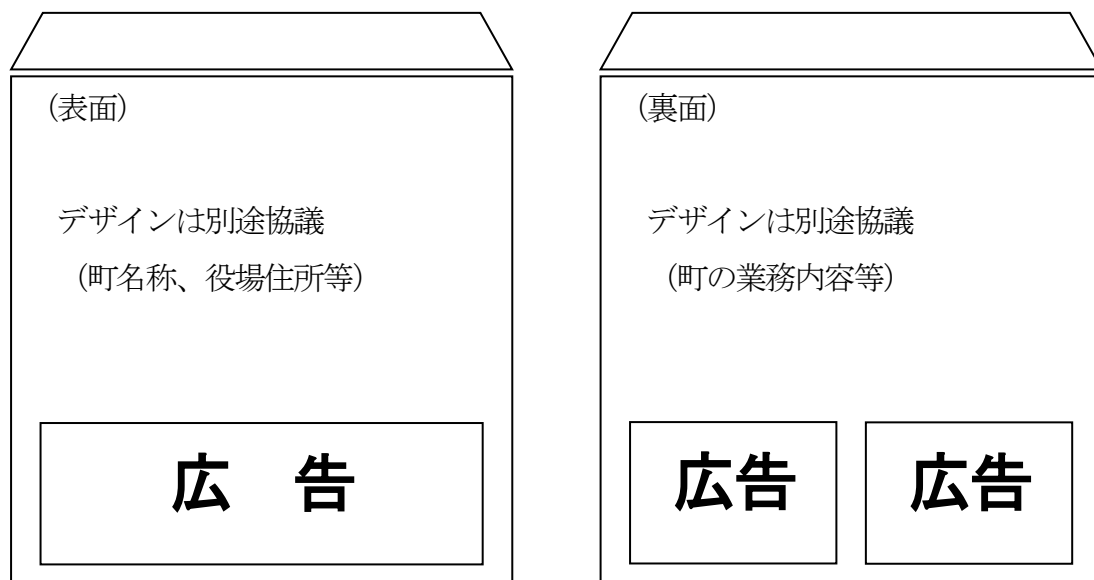
町 章：



封筒裏面記載文：

この封筒は、広告主の協賛により製作・寄贈されたもので、森林資源保護のため再生紙を使用しています。広告に関するお問い合わせは＜無償提供事業者名＞＜連絡先電話番号＞まで

4 広告入り封筒イメージ図



5 募集内容

(1) 募集期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）

《持参の場合》

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

《郵送の場合》

当日消印有効

(2) 必要書類

ア 広告掲載申込書（要綱様式第1号）

イ 添付資料

（ア） 広告入り封筒の無償提供に関する提案書（別紙）

（イ） 法人の場合：履歴事項全部証明書、個人の場合：代表者の身分証明書

（ウ） 納税証明書（未納が無いことの証明）

（エ） 会社概要

（オ） 事業実績を示す書類等（任意様式）

(3) 申込方法

ア 持参又は郵送により届いたもののみ受け付けるものとする。

イ ファクシミリ及びEメールでは受け付けしないものとする。

ウ 提出された書類は原則として返却しないものとする。

6 寄附者の選定基準及び決定

- (1) 提出された書類に基づき審査を行い、デザイン、現実性、事業実績、提案コンセプト、信頼性等を総合的に判断し、1社を選定する。
- (2) 審査の結果が良好である申込者が複数あるときは、抽選により選定する。
- (3) 豊山町広告掲載要綱又は本要項に適合しないもの、若しくは虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (4) 寄附者の決定については、広告掲載決定通知書（要綱様式第2号）により通知する。
- (5) 寄附者の決定後、広告入り封筒の製作及び無償提供に関して、確認書を締結する。
- (6) 寄附者選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。
- (7) 審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

7 製作上の注意事項

- (1) 広告主を募集するときは、自らが広告主の募集者であることを明確にするとともに、町が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に町と協議を行い、承諾を受けた後に製作しなければならない。
- (3) 封筒の製作から納入までの全ての経費は、寄附者又は広告主の負担とする。
- (4) 寄附者は、広告入り封筒の内容に関する苦情その他の問題が生じたときは、その一切の責任を負い、速やかに解決するよう努めること。
- (5) 使用中の封筒の広告内容及び広告主に問題が生じたときは、速やかに相互に通知するとともに、寄附者は当該封筒を回収し、代替の封筒を無償で提供すること。

8 問合せ及び提出（郵送）先

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町 総務部 総務課 総務・財政グループ

TEL：0568-28-6003（ダイヤルイン）

FAX：0568-29-1177

別紙

広告入り封筒の無償提供に関する提案書

年 月 日

豊山町長

様

住 所
名 称
代表者職氏名

1 封筒提供までのスケジュール	
2 納入方法及び納入可能時期	
3 広告主の募集方法	
4 広告主に不祥事があった場合の対応	
5 広告主候補の特性	
6 封筒のデザイン	
7 自社の広告掲載基準	
8 その他	